

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁丙人発第128号  
平成9年11月4日  
警察庁長官官房長

階級構成是正後の警部補の職の在り方に関する指針について

各都道府県警察にあつては、警察事象の複雑、高度化に対応すべく、上位の階級の警察官の比率を拡大することを内容とした階級構成の是正を行ってきたところであるが、これに伴って人員が倍増することとなった警部補の配置に関しては、

- (1) 警部補の増加に対応して係長ポストを増設したところ、係の細分化を招き業務の円滑な遂行が阻害された
- (2) 一つの係に複数の係長を配置したところ、指揮命令系統が混乱し、責任の所在が不明確となった

等の組織管理・運営上の問題点が指摘されるに至っている。そこで、この度、各都道府県警察からの意見等を踏まえ、警察業務の円滑な遂行のため、別添のとおり、「警部補の職の在り方に関する指針」を定めたので、各都道府県警察にあつては本指針に基づき、適正かつ効果的な組織管理に努められたい。

## 警部補の職の在り方に関する指針

### 第1 趣旨

平成3年度から始まった階級構成是正は、警部補の倍増という急激な変化を警察組織にもたらした。これに伴う諸問題を解決するため、階級構成是正後の警部補の職の在り方に関する指針を定め、指揮命令系統を明確にして業務の円滑な遂行を確保することにより、適正かつ効果的な組織管理に資することを目的とする。

各都道府県警察においては、以下に示す「警部補の職の在り方」を基本として、それぞれの事情に応じた対応策を講じるものとする。なお、階級構成是正の趣旨にかんがみ、対応策の導入にあたって警部補の給与格付けが下がることのないよう留意するものとする。

### 第2 警部補の職の在り方

#### 1 警部補階級内で指揮命令権を運用しない場合

##### (1) 従来の係長制度を維持する場合

従来の係長制度の下で、警部補の配置上の工夫や警部補間での業務分担を見直すほか、必要に応じて警部の課長代理制度を設けるなどの対応策を講じる。

##### (2) 特定の警部補に係内の他の警部補に対する調整権を付与する場合

ア 警察業務の円滑な遂行のため必要な範囲内で、係内の一警部補に調整権（係内の警部補間の業務の重複や意見の不一致を是正することによって、係としての業務運営を円滑たらしめる権限）を付与することができる。

イ この制度を運用する場合は、以下の点に留意すること。

##### (ア) 調整権を有する警部補への任用

調整権を有する警部補への任用は、警部補階級にある者の中から、実務能力、勤務成績等を勘案して行うこととし、制度上、特定の昇任種別の者に限定しないものとする。

##### (イ) 調整権を有する警部補の運用要領

調整権を有する警部補の職名、任務、運用要領等については、組織規則等との整合性に留意し、明確な規定を置くものとする。

## 2 警部補階級内で指揮命令権を運用する場合

- (1) 警察業務の円滑な遂行のため必要な範囲内で、係内の警部補の職を二分化し、上位職たる警部補に下位職たる警部補に対する指揮命令権を付与することができる。
- (2) この制度を運用する場合は、以下の点に留意すること。

### ア 指揮命令権を有する警部補への任用

指揮命令権を有する警部補への任用は、警部補階級にある者の中から、実務能力、勤務成績等を勘案して行うこととし、制度上、特定の昇任種別の者に限定しないものとする。

### イ 転任の形態

指揮命令権を有する警部補を指揮命令権を有しない警部補ポストに転任させることも可能であるが、同一係内では行わないなど、転任により職員の士気が低下しない方法によるものとする。

### ウ 警部階級への受験資格

警部階級への受験資格を指揮命令権の有無のみによって限定することはできないものとする。

### エ 指揮命令権を有する警部補の運用要領

指揮命令権を有する警部補の職名、任務、運用要領等については、組織規則等との整合性に留意し、明確な規定を置くものとする。

## 第3 警部補の職の在り方に関する制度等の報告

この指針に基づき都道府県警察において、警部補の職の在り方に関する制度等を定める場合には、事前に警察庁長官官房人事課長あてに報告するものとする。